

新型コロナウイルス感染症に対する国際学院埼玉短期大学の指針

令和2年6月10日制定
令和3年1月5日一部改定

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、学生・教職員をはじめ、本学院構成員が適切に各種の諸活動にあたることができるよう、活動指針を策定しました。

学生・教職員は本活動指針を参考に、各自の自律的な行動をお願いいたします。また、日常生活において、3密回避、手洗い・マスク着用・咳エチケットの励行にくれぐれも留意してください。

本指針は二つの部分からなります。

○本学の警戒カテゴリー（別表1）

一つは、大学全体の状況を示すカテゴリーです。本学の危機対応状況を総括的に示すもので、4つのカテゴリーに分けてあります。カテゴリーA:要注意、カテゴリーB:警戒、カテゴリーC:高度警戒、カテゴリーD:緊急事態とし、カテゴリー別に必要な注意喚起・対応を促します。

○活動指針（別表2）

また具体的な活動指針（レベル）については、教育活動（授業）、学生の学内入構、教職員、会議、学外者入構別に定めています。

警戒カテゴリー・レベルは学内掲示、本学WEBサイト、学生ポータルサイト等で示しますので、毎日、必ず確認願います。

なお、本指針は、名古屋大学の活動指針を参考に変更を加え、作成したものです。

本学の警戒カテゴリー（別表1）

カテゴリー	定 義
A (要注意)	感染の危険性が少ない場合
B (警戒)	緊急事態宣言対象地域指定の基準には近づいていないものの、埼玉県及び東京都の感染者数の増加がみられる場合
C (高度警戒)	緊急事態宣言は発令されていないものの、感染者数、増加率等が国の緊急事態宣言発令基準に近づいている場合 国や自治体による一斉休校要請には至っていないものの、緊急事態宣言が本県（近隣都県含む）に発令された場合 単発の感染者の発生などによる建物や部局レベルの一時閉鎖などの場合（状況により、レベルDにすることもあり）
D (緊急事態)	国の緊急事態宣言などにより、国や自治体による一斉休校要請のある場合 キャンパス内で感染の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合